



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851
静岡市葵区黒金町55番地
静岡交通ビル3階
TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973
Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp

新型コロナの影響が いろいろな業種に

—コロナ問題緊急労働相談ホットライン—

5月16日(土)10時より、全国一斉の「コロナ問題緊急労働相談ホットライン」(全労連主催)を開催しました。静岡県は静岡地区労連事務所と西部地区労連の労働会館を会場に相談を受けました。相談件数は、静岡30件、浜松4件でした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、消費者・事業者を問わず、家計や事業における資金が逼迫、枯渇する現象が多数生じています。

静岡市では、労働相談員5名、生活と健康を守る会2名と弁護士6名(合同法律事務所・鷹匠法律事務所・静岡法律事務所)が相談に



新型コロナの影響でいろいろな業種の労働者や個人事業者からの相談に応える相談員
=16日、静岡地区労連事務所

ナ対策を提示したが聞き入れてもらえない」「仕事が少なくなつて賃金が少なくなり生活に困っている。賃金保障の話はない」。

派遣社員からは「4月13日派遣会社と雇用契約を締結、5月18日から行く予定だったが5月8日に取り消された」「仕事が減少。派遣元から来なくて良いと言われた」。

応じました。観光地の売店で、パートで働く60代の女性は「休むように言われて収入がなくなり年金のみ。生活が苦しい」。

相談電話が鳴りやまず

コロナ災害を乗り越える、いのちとくらしを守るなんでも相談会

4月18日(土)19日(日)

全国の弁護士、司法書士、労働組合などが連携して、緊急の「コロナ災害を乗り越える、いのちとくらしを守るなんでも相談会」緊急ホットラインを全国25地域・31会場で開催しました。

静岡県は4月19日(日)4人の労働相談員と生活と健康を守る会から2人が相談を受けました。

80件の相談が

午前10時の開始とともに相談の電話が鳴りやまず、1日で80件という、かつてない相談件数がありました。多かったのは、生活保護を受給している方々からで「新型コロナ感染症対策として一律10万円を支給されるのか。また、収入として認定された場合、保護費が減額されないか。生活保

個人事業主からは「2月から4月は売り上げが、ゼロになったが持続化給付金は受け付けてもらえないか」など、コロナ関係で仕事が無くなり、収入が減った、無くなった、など切実な相談が寄せられました。

相談員からは、雇用調整助成金は6割以上の賃金を支払うことになっている、会社や労基署に相談するよう話しました。

「会社に言うとう雇用・賃金差別されないか」と心配の声もあり、相談員はローカルユニオンを紹介しました。

護を受けられる要件から外されないか(現行の法律では生活保護費から差し引かれる)という内容でした。

厚生労働省は4月21日、生活保護受給者に給付する場合に収入と認定しない方針を決め都道府県に通知しています。

個人事業者も悲鳴

中小企業や個人事業者に対する急付金制度について、補正予算が成立しないと申請できないことになつており、政府の対策の遅れが救済を求める事業者の悲鳴に全く対応できていないことが浮き彫りになりました。

派遣労働者から

「コロナの影響で休業している。補償について、会社から何も話がない」「咳が出て少し熱が出たら、コロナ



80件の相談が=19日、静岡県評事務所

最低賃金を全国一律に

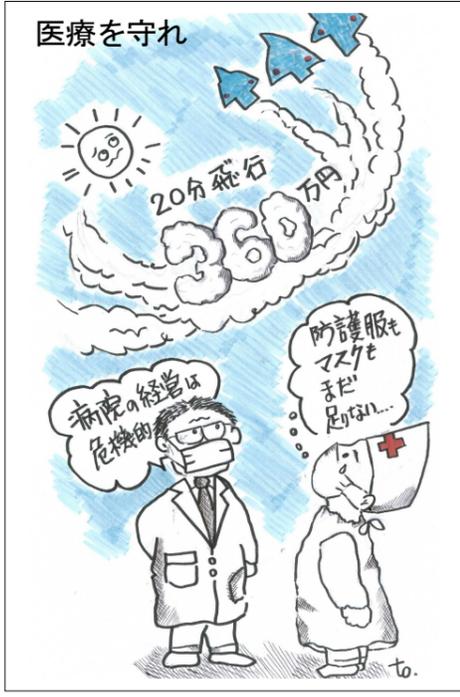
全国一律最低賃金制度を求め宣伝
11月22日、東急スクエア前



国一律最低賃金制度と静岡の最賃大幅引き上げを訴えました。

これまで新型コロナの影響を考慮して、街頭でのチラシ入テイツシュ配布や訴えにとどめていました。まだ署名は無理かなと思いましたが1時間で11人の方に署名していただきました。

静岡県評パート・臨時労組連絡会は、5月22日(金)デーセントワークデーの宣伝を東急スクエア前で行い、全



と噂され会社を辞めざるを得ない状況に追い込まれ退職した。どうにかならないか」など、雇用調整助成金や休業手当に関するものが

野党共闘で闘った 衆院静岡4区補選

4月26日、衆議院静岡4区の補欠選挙の投票が行われました。

今回の補欠選挙は、市民と野党の統一候補の田中けん氏(立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会民主党を立す国民会議、社民連合)を擁立し「静岡型」の14項目の共通政策を発表して闘いました。

ました。緊急事態宣言解除後ということもあり、人の往来も戻りつつあると感じました。

生活・法律相談

- 労使トラブル・解雇・賃金不払い・セクハラ・パハラ・借金問題・教育問題など、受け付けます。
- 労働弁護士の紹介もいたします。
- 受付 国鉄労働会館静岡地方部 ☎ 054(285)4426
- 相談場所 静岡合同法律事務所
- 相談員 阿部浩基弁護士

相談日・相談時間は
双方の都合により
対応させていただきます

貸会議室

のご予約・お問い合わせは
一財)国鉄労働会館静岡地方部へ
TEL 054(285)4426 FAX 054(283)6835
★ 静岡駅南口から徒歩1分
定員14名・30名(各1室)
少人数の打合わせ・会議・講習会におすすめです

静岡県評は「市民と野党の共闘」の田中けん氏を支援することを決定し、支援体制をつくり全力を尽くしました。コロナウイルス感染拡大により、訴えが浸透しづらい選挙戦でありました。静岡で初めて野党共闘ができたことで、大きな財産となりました。

司法の独立を脅かす 「検察庁法案」廃案に 弁護士有志がスタンディング



「#検察庁法改正案の強行採決に反対します」とツイートし
よりの横断幕を掲げスタンディング=18日、青葉公園

モリ・カケ・桜で公選法違反などで追い詰められた安倍首相は、逃げるために黒川氏を検事総長に据える策略を巡らしました。そのため黒川氏の定年を強引に延長し、後付けの法制化も狙いました。

5月18日、静岡市の青葉公園前で弁護士有志が検察庁法案の徹底審議と廃案を求めるサイレントスタンディングを行いました。黒川氏の定年延長の閣議決定の撤回と検察庁法改正反対のための弁護士共同アピールでは、現在までに既に全国約3000名の弁護士が賛同しています。

こうした取り組みは燎原の火のように広がっており、ネット上で「#延長法案に抗議します」というネットデモが500万人

以上は達し、また検察官OBが感動的な反対意見書を宣言しました。この結果5月18日午後、政府は検察庁法改正案の国会成立を見送り、廃案も視野に入れるに至りました。更に黒川氏の賭け麻雀が暴露され、辞任に至り、安倍首相の策略は破綻しました。

もし先に週刊誌報道があったら、法案審議が続いた場合には、お得意の嘘と詭弁で黒川氏の辞任はなかったかもしれないかもしれません。弁護士連合会や国民の声で法制化をあきらめさせたことが全てを破綻させた最大の原因です。

春闘ピラを ポストテイニング

20春闘の行動として、春闘ピラのポストテイニングを行いました。

「地域医療構想」のチラシを2月に公表された公立・公的病院のある自治体を中心に配布しました。

地域医療を担ってきた公立・公的病院の再編・統合（424病院のリスト公表・静岡県は静岡厚生病院など14病院）は、住民のいのちと暮らしを守ることを脅かします。このことが端的に表れたのが今回のコロナ禍でした。保健所も感染医療機関も極端に合理化され、初期の段階から医療崩壊が問題になりました。

大阪は、レイアウトを

集めて防護着にするなどのパフォーマンスで注目を集めました。実は橋下知事当時から徹底した医療機関の人減らしをすすめて、全国に合理化を誇っていたのです。維新府政が招いた医療危機が根源だったので、「地域医療構想」を広く住民に知らせ反することが求められます。

3月には、教員の「1年単位の變形労働時間制」のチラシを配布しました。

1日8時間労働の原則を壊していつそうの長時間勤務を強いるこの制度の導入は、教員のいのちと健康を守るためにも反対していかねばなりません。

5月21日、定例研究会「パート・有期法と同一労働同一賃金」が開催されました。今回は新型コロナウイルスの影響により、オンライン会議システム「ZOOM」会議として開催し、7名が参加しました。

パートタイム・有期雇用労働法（改正）の待遇において、不合理と認められる相違を設けることは禁止となりました。

職場の安全衛生を実現するために 静岡県安全健康センター No. 71

6月1日 パワハラ防止法が施行

パワハラ防止法が2020年6月1日施行されました（中小企業は2022年4月施行）。パワハラとは「優越性を背景に」「業務の適正な範囲を超えて」「精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる」「行為」が定義です。企業に相談窓口の設置、再発防止策を義務付け、勧告に従わない場合には企業名を公表するなどとなっています。



パワハラの対象者は、正規・パート・契約・派遣社員など労働者全てです。あいまいだとして問題視されているのは「業務の適正な範囲」かどうかについて、業務上明らかに必要のない言動、業務の目的を逸脱しているか、近づくにいた労働者の証言が更に有力とみられていきます。なかなか協力が得られないうちが、被害を受けている人がほかにいる場合もありますし、不快に思っています。

いる人もいるかもしれませんが、パワハラ防止法は、抽象的で強制力の弱い法律ですが、「パワハラは法律によって禁止されている」ということで、反撃やほかの人の証言を頼む根拠として利用しましょう。

精神障害の労災認定基準も「パワハラ」項目（「上司等から身体的・精神的攻撃を受けた」場合）が評価項目に追加されました（2020年5月29日厚労省通達）。即労災になる場合は「治療を要する程度の暴行」「暴行を執拗に受けた」「業務の目的を大きく逸脱した精神的攻撃」「長時間の厳しい叱責」等です。これより低い暴行などの場合であっても、「会社に相談したが改善されなかった場合」も即労災です。ご相談ください。

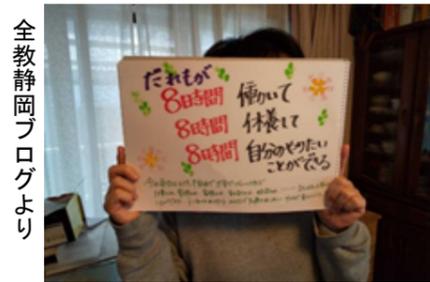
第91回メーデー

5月1日、メーデーは私たちにあって、日本のたたかう労働者の歴史と伝統を踏まえ、団結と国際連帯の流れを受け継ぐものです。「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」と、運動を毎年、積み重ねてきました。

第91回メーデーは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い静岡県中央メーデーは集会・デモ行進は中止し、メーデー宣言を発表しました。



労働会館で開催されたメーデー＝ユーチューブ



全教静岡ブログより

西部地区労連では10時より労働会館の3階で集

新型コロナの影響で 工夫したメーデーに

会を開催し、その様子をユーチューブで動画配信しました。

全教静岡では、ブログに要求を書いた写真を掲載し、ブログメーデーを開催するなど各地域・単産とも工夫をしたメーデーとなりました。

正社員との 格差の是正

静岡県労働研究所 No.61

5月21日、定例研究会「パート・有期法と同一労働同一賃金」が開催されました。今回は新型コロナウイルスの影響により、オンライン会議システム「ZOOM」会議として開催し、7名が参加しました。

パートタイム・有期雇用労働法（改正）の待遇において、不合理と認められる相違を設けることは禁止となりました。

基本給、賞与、手当、福利厚生等において、不合理と認めさせるためには、比較される労働者の選定や、比較する労働条件について、具体的に明らかにして要求を出していく必要があります。

●労働者派遣法
派遣労働者について、派遣先の通常労働者との比較において、不合理な待遇の禁止と差別的取り扱いの禁止が追加されました。派遣先に対し、労働者派遣契約を締結するにあたり、派遣先労働者の賃金等の待遇に

●留意点
パートタイム・有期雇用労働者・派遣労働者以外の労働者（労働契約法18条による無期転換者・請負会社・フリーランス）は改正法の適用はありません。

県評事務所移転のお知らせ

静岡県評事務所が5月8日に下記に移転しました。
移転先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町5番地 静岡交通ビル3階
☎ 054-287-1293 FAX 054-286-7973
※電話番号・FAXは変更ありません。